

さい帯血情報

ステムセル研究所（民間さい帯血バンク）は、再生医療等の安全性確保法において特定細胞加工物製造許可証を取得しました。

2016年2月5日、ステムセル研究所細胞処理センターは厚生労働省（関東信越厚生局）より特定細胞加工物製造許可を取得しました。

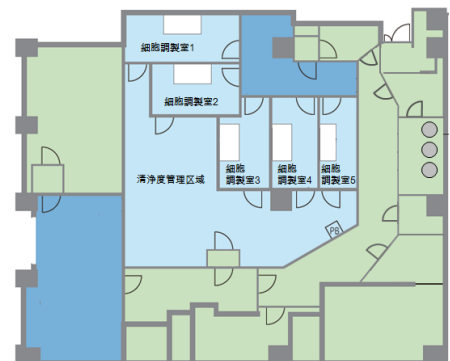
当社細胞処理センターが「再生医療等の安全性の確保等に関する法律（第35条第1項）」に基づく適切な施設であることを、PMDA（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）の施設適合性立ち入り調査（2015年10月27日実施）を通じて認められました。細胞培養加工施設としての許可を受けたことを証明するものです。

このことにより、再生医療を実施する医療機関からさい帯血の調製を受託することが可能となります。臨床研究等へのさい帯血提供がより円滑になり、今後ますますさい帯血幹細胞を利用した再生医療・細胞治療分野の発展に貢献して参ります。

特定細胞加工物製造許可証

特定細胞加工物製造許可証	
氏名	株式会社ステムセル研究所 代表取締役 浅井芳明
細胞培養加工施設の名称	ステムセル研究所 細胞処理センター
細胞培養加工施設の所在地	東京都港区新橋5-22-10 松岡田村町ビル1階・2階
再生医療等の安全性の確保等に関する法律第35条第1項の規定により許可された特定細胞加工物製造事業者であることを証明する。	
平成 28 年 2 月 5 日	
関東信越厚生局長 岡本 浩二	
施設番号	FA3150022
有効期間	平成 28 年 2 月 5 日から 平成 33 年 2 月 4 日まで

細胞処理センター概要図



細胞保管センター

